

枚方市社会教育委員会議運営要綱 (昭和 54 年 6 月 30 日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、枚方市社会教育委員設置条例（昭和 26 年枚方市条例第 194 号）第 4 条に基づき、枚方市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第2条 会議のため委員の互選により議長及び副議長各一名を置く。

- 2 議長は、必要に応じて教育長と連絡協議のうえ会議を招集し、その運営にあたる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。ただし、重任を妨げない。

(仮議長)

第4条 議長及び副議長とともに事故があるとき又は欠けたときは、仮議長を出席委員から選びその運営にあたる。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席を得て開くものとする。

- 2 会議の運営は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の趣旨に従って行うものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求めることができる。

(会議の庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な諸事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。